

答申行政第82号

答 申

第1 審査会の結論

岡山県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書非開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

- 1 審査請求人は、令和元年8月20日付けで、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対して、「平成元年から令和元年までの約30年間において土木部が発注された土木工事（建築工事及び住宅工事を除く。）において、地元説明会においての地元要望に回答することなく工事に入った箇所に関する公文書」（以下「本件対象公文書」という。）の開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「平成元年～令和元年までの約30年間において土木部が発注された土木工事（道路事業）において、地元説明会においての地元要望に回答することなく工事に入った箇所についての文書」と特定した上で、請求のあった公文書は作成していないため保有していない、として非開示とする本件処分を行い、令和元年10月18日付けで審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、令和2年1月18日付けで、実施機関に対して審査請求を行った。
- 4 実施機関は、条例第17条の規定により、令和2年3月19日付けで、岡山県行政不服等審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分に係る審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

- 1 審査請求の趣旨
存在するはずの文書の開示決定を求める。
- 2 審査請求の理由
審査請求人が、審査請求書、反論書及び意見陳述において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。
県道工事は、地元了解が得られ、市との協議も整って発注すべきものだと考えている。
県道〇〇〇〇線の特定の道路工事区間においては、平成〇年〇月〇日に開催された工事説明会での地元要望に何ら回答することなく工事が着工された。誰に説明したのか県に口頭で尋ねても回答がなく、地元関係者も聞いていない。当然同様の事例はあ

ると審査請求人は考えている。

地元の要望事項として県が整理している項目が、県道〇〇〇〇線の事業では、7項目あるが、それに対する回答なしに工事に入った。少なくともこの件に関しては、本件開示請求の対象となる案件に当たると考えるが、この箇所以外にも当然同様の箇所はあると思う。名称を問わず、岡山県発注の全ての道路事業で情報公開願いたい。

地元説明会での地元要望に対して何ら回答することなく工事に入った箇所は極めて少ないと思っており、仮にそのような箇所があれば、人事異動に伴う事務引継の対象となっていると考える。

地元了解なく、見切り発車として工事に入った事例の有無を知りたく、開示請求したのであり、事業名が分かればよい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び意見陳述において説明している内容は、おおむね次のとおりである。

開示請求の際に電話で趣旨を確認したところ、「土木部」には県民局・地域事務所を含むこと、土木工事のうち道路事業に限定することを確認した。

したがって、平成元年から令和元年までの約30年間において土木部が発注した道路事業において、地元説明会においての地元要望に対し、回答することなく工事に着手した箇所がわかる文書であると判断した。

岡山県土木部道路建設課及び同道路整備課が発注した道路事業において該当する事案はないため、各県民局及び各地域事務所に対して照会したところいずれも該当がない旨の回答を得たため、該当文書は存在しないと判断した。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件開示請求の対象となった公文書は、「平成元年から令和元年までの約30年間において土木部が発注された土木工事（道路事業に限る。）において、地元説明会においての地元要望に回答することなく工事に入った箇所についての文書」である。

2 本件対象公文書に係る条例上の条項について

条例第7条において、実施機関は、開示請求に係る公文書に同条第1号から第7号までのいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないとされている。

3 本件対象公文書の特定について

審査請求人は、県道工事は、地元了解が得られて後に発注すべきものであり、仮に地元要望に回答することなく工事に入った箇所があれば、人事異動に伴う事務引継の対象として文書が作成されていると考える旨主張している。

また、県道〇〇〇〇線の事業では、7項目の地元要望に対する回答なしに工事に入っており、少なくともこの1件は該当するのではないかと主張している。

実施機関は、県本庁、各県民局及び各地域事務所のいずれにおいても、そのような個所に該当がなかったため、該当文書は存在しないと説明している。

まず、開示請求書の文言について整理すると、開示請求書中「地元要望」と記載されている点について審査会から審査請求人に尋ねたところ、地元の総意として正式に要望した事項のみを地元要望と実施機関が整理しているのであれば、その理解でよいとの回答が得られた。

また、「回答」の形式については、開示請求書等において特段の説明はなされていない。

このような理解の下で、実施機関が、地元要望について回答することなく工事に着手した案件が存在しないと判断したことの当否を判断すると、要望に対する回答を地元の代表者や特定の利害関係人など特定の者に対して行うこともあり得ることから、実施機関の判断は、特に不自然なものとは言えない。

同様の理由により、審査請求人が挙げている特定の事例に照らしても、実施機関の説明は不合理とは言えない。

4 結論

以上により、実施機関が、本件対象公文書について非開示とした本件処分は妥当であると認められることから、「第1 審査会の結論」のとおり判断した。

第6 審査会の経緯等

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 3 月 1 9 日	実施機関から諮問を受けた。
令和2年 5 月 2 9 日 (審査会第1回)	事案の審議を行った。
令和2年 6 月 2 6 日 (審査会第2回)	実施機関の意見陳述の聴取を行った。
令和2年 8 月 2 8 日 (審査会第3回)	審査請求人の意見陳述の聴取を行った。
令和2年 9 月 2 8 日 (審査会第4回)	事案の審議を行った。
令和2年 1 0 月 1 9 日 (審査会第5回)	事案の審議を行った。
令和2年 1 0 月 2 8 日	実施機関に対し答申を行った。

岡山県行政不服等審査会委員名簿

氏 名	職 名	備 考
会 長 南 川 和 宣	岡山大学大学院 社会文化科学研究科教授	第一部会部会長
会長職務代理者 鷹 取 司	弁護士	
会長職務代理者 森 智 幸	弁護士	
岩 崎 香 子	弁護士	第一部会委員
岩 藤 美智子	岡山大学大学院 法務研究科教授	
釜 瀬 司	社会福祉法人 吉備の里理事長	第一部会委員 審査会第4回まで審議
三 宅 昇	公益財団法人 岡山県産業振興財団顧問	第一部会委員 審査会第5回から審議
田 並 尚 恵	川崎医療福祉大学 医療福祉学部准教授	第一部会委員
豊 田 ひとみ	前日本赤十字社岡山県支部 事務局長	
中 富 公 一	広島修道大学 法学部教授	

※本件事案については、第一部会において調査審議を行った。